

内管漏えい検査 委託の手引き

米子ガス株式会社

令和3年4月1日

目次

I. はじめに	・・・・・・・・P2
II. 委託要件の基本事項	・・・・・・・・P2
(1) 前提	・・・・・・・・P2
(2) 基本要件	・・・・・・・・P2～4
1) 認定要件	・・・・・・・・P2～4
2) 欠格要件	
3) 保安水準の確保	
4) 自主業務の実施	
5) 再委託の禁止	
6) 委託の取り消し等	
(3) 定期漏えい検査の要件	・・・・・・・・P4～5
1) 対象範囲	
2) 必要資格	
3) 業務実績	
4) 関与・統制、信頼性	
5) 継続的な体制確保	
6) 効率的な運用	
(4) 開栓時漏えい確認要件	・・・・・・・・P5～6
1) 対象範囲	
2) 必要資格	
3) 業務実績	
4) 体制確保	
(5) その他	・・・・・・・・P7
1) 特殊な設備が設置されている建物等の内管漏えい検査	
2) 受託するための手順・手続き	
①受託相談	
②受託申請手続き	
③申請書類確認	
④委託先選定	

I. はじめに

本手引きは、米子ガス株式会社（以下「当社」という）が都市ガス事業における開栓時及び定期漏えい検査（以下「内管漏えい検査」という。）の保安水準及び業務の継続性を確保するため委託要件を示す。

委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とする。

II. 委託要件の基本的事項

(1) 前提

- ・当社は、内管漏えい検査を外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするための委託要件を定め、委託先はその要件を遵守する必要があります。
- ・委託先選定の自由については、内管の保安責任をもつ当社にあります。
- ・内管漏えい検査は、法定業務である「定期漏えい検査」及び自主保安業務である「開栓時漏えい確認」のことをいいます。
- ・当社は、「手引き」作成にあたり、保安水準を確保するため、当社の自主的な保安の取組について必要な要件を定め、自主保安の取組を委託先が実施します。
- ・「定期漏えい検査」は、法定業務として厳格性が要求されることから、適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保できること、効率的な運用ができること等が必要であり、その特性に応じた要件を定めます。
- ・特殊設備（ガス遮断装置、整圧器など）が設置されている建物など、当社が指定する対象の内管漏えい検査において、委託先に特殊な技能・経験が必要な場合、当社は、別途その特性に応じた要件を定めます。

(2) 基本要件

当社は、内管漏えい検査のいずれの業務において、委託する際に必要となる基本的な要件を定める。

1) 認定要件

委託先を認定するうえで、最低限必要な要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託作業を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・「一般財団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有する要員を確保しており、業務に従事させること。

2) 欠格要件

委託先を認定するうえで、該当してはならない要件を定める。

- ・破産手続きを開始の決定を受け復権を得ない者。
- ・委託の認定を取り消されてから2年経過していない者。

- ・反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係がある者。
- ・その他当社が別途定める要件に該当する者。

3) 保安水準の確保

内管漏えい検査を実施するにあたり、当社及び委託先が保安水準を確保するために必要とされる要件を定める。

【当社が行う項目】

- ・当社は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認します。
- ・当社は、内管漏えい検査結果の確認を行い、異常等があれば委託先へ指摘・改善事項の等の指導を行います。

【委託先に求める要件】

- ・委託先には、保安水準を確保するための体制表を当社に提出すること。変更が必要な場合は、速やかにその内容を提出すること。
- ・委託先は当社が定めた自主保安業務を実施すること。
- ・委託先は、当社が定めた保安品質、CS等の教育に参加協力すること。
- ・委託先は、当社が実施する内管漏えい検査結果の確認の際、立会いをすること。また、確認結果の指摘・改善事項等に対して、真摯に対応する努力に努めること。
- ・委託先の代表者は、その委託する業務について、検査員へ保安に関する指示を行い、当社が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させることなど、保安意識をもって管理を行うこと。
- ・委託先の代表者は、当社が実施する内管漏えい検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。

4) 自主保安業務の実施

委託先は、保安水準の観点から内管漏えい検査と併せて、以下の業務を実施すること。

- ① 露出部の外観検査（露出管、メーターガス栓、ガスメーター、ガス栓、業務用施設の厨房内の水の影響を受ける恐れのある配管）
- ② 未使用のガス栓へのゴムキャップの取付け
- ③ ガス漏れ警報器有無の確認及び設置の促進
- ④ お客さまに対する点検結果の説明

5) 再委託の禁止

内管漏えい検査は、委託先自らが行うこととし、再委託は禁止する。

6) 委託の取り消し等

法令、関係諸基準等を遵守するにあたり、当社は、委託先に保安水準が確保できない行為、不正または不信な行為が認められた場合等の措置を定める。

【当社が行う項目】

- ・当社は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対してその理由を明示して委託業務範囲を制限・停止できるものとする。
- ・当社は、委託先が契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
- ・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合、当社は委託先の代表者を通じて検査員に対してその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

(3) 定期漏えい検査の要件

定期漏えい検査は、法定業務としての厳格性が求められることから、法定業務を遵守するための要件など、その特性に応じた要件を定める。

1) 対象範囲

定期漏えい検査において、外部委託している範囲（自ら実施している範囲を除く）を対象範囲として定めます。

- ① 灯外内管の漏えい検査（埋設部、露出部）及び外観検査
- ② 灯内内管の漏えい検査（埋設部、露出部）及び外観検査
- ③ その他委託業務に関する指示事項

2) 必要資格

定期漏えい検査を委託するうえで、必要な委託先検査員の資格の要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ・定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有していること。

3) 業務実績

定期漏えい検査を委託するうえで、必要な委託先及びその検査員の業務実績の要件を定めます。定期漏えい検査は、法定業務としての厳格性を求められる実態にあるため、そのために必要な要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ・委託先は、定期漏えい検査または、開栓時漏えい確認に実績（ともにLPG除く）が、適正な期間（4年）以上あること。
- ・検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認に実績（ともにLPG除く）が3ヶ月以上または内管検査員の資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

4) 関与・統制、信頼性

法定業務としての厳格性が求められる中で、保安水準を確保し法定周期を遵守す

るため、委託先に対して関与・統制、信頼性を確保するための要件、または、それらに代替しうる要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ・当社の関係会社であること。
- ・当社の関与・統制・信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 継続的な体制確保

法定業務としての厳格性が求め中で、保安水準を確保し法定周期を遵守するため、継続的に最適な要員体制を維持・管理するための要件定める。

【当社が行う項目】

- ・当社は、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認します。

【委託先に求める要件】

- ・委託先は、業務体制、検査員の要員計画を定期的に報告すること。
- ・委託先は、継続的に受託できなくなった場合、自らに代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を負担すること。

6) 効率的な運用

法定業務としての厳格性から、定期漏えい検査の周期管理や検査巡回を確実かつ効率的に行うことで、法定周期を確実に遵守するため、必要な条件を定めます。

【当社が行う項目】

- ・当社は、面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行います。

【委託先に求める要件】

- ・委託先は、当社が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
- ・委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は、当社が定めた方法により法定周期を管理すること。
- ・委託先は、当社の規定等で指定する様式や貸与する端末などで検査業務を管理すること。

(4) 開栓時漏えい確認の要件

当社は、「開栓時漏えい確認」において、その特性に応じた要件を定める。

1) 対象範囲

開栓時漏えい確認において、外部委託している範囲（自ら実施している範囲を除く）を対象範囲として定める。

対象となる業務は以下のとおりです。

① 訪問及びお客様の確認

- ・該当するお客様（本人または代理人）であることを確認し、開栓の立会いに

よって、保安上の周知を確実に行う。

② 灯外内管の漏えい検査

・灯外内管の漏えい有無等の確認を行い、ガス漏えいに起因する事故を防止する。

③ 灯内内管の漏えい検査

・灯内内管の漏えい有無等の確認を行い、屋内でのガス漏えいに起因する事故を防止する。

④ ガスメーターの状況の確認

・適正なガスメーターが設置されているか確認を行う。
・マイコンメーターの起動操作を行い、ガスを使用できる状態にするとともに、立会者にマイコンメーター機能説明と復帰方法を説明し、マイコンメーターの正しい理解とトラブル防止を図る。

⑤ 点火試験

・ガスの置換と供給状態を確認し、安全使用が可能な状態にする。

2) 必要資格

開栓時漏えい確認を委託するうえで、必要な委託先の検査員の資格要件を定る。

【委託先に求める要件】

・開栓業務に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員資格を有していること。

3) 業務実績

開栓時漏えい確認を委託するうえで、必要な委託先及びその検査員の業務実績の要件を定める。

【委託先に求める要件】

・委託先は、開栓時漏えい確認または、内管保安・工事の実績が適正な期間（概ね1年）以上であること。
・検査員は、定期漏えい検査または内管漏えい確認の実績が、3ヶ月以上または「内管検査員」の資格を有する者に1ヶ月以上同行して、業務に現場教育を受けた場合や内管検査員の業務実績に代わる講習を受講していること。

4) 体制確保

開栓時漏えい確認を委託するうえで、必要な体制の要件を定める。

【委託先に求める要件】

・委託先は、閉開栓の繁忙期（引越しの多い時期）においても、対応できる体制を確保すること。
・委託先は、長期休暇（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など）においても、一定の業務体制を確保すること。

(5) その他

1) 特殊な設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

工場や建物区分が上位の建物（配管系統が複雑な建物・特殊設備（ガス遮断装置、整圧器など）が設置されている建物等、法定周期が1年の建物）や圧力区分が中圧などの当社が指定する検査対象において、内管漏えい検査を行ううえで、委託先に特殊な技能・経験が必要な場合、当社は、その特性に応じた要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ・委託先は、内管図面により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
- ・委託先は、定期漏えい検査時に特殊設備（ガス遮断装置など）の作動確認ができること。
- ・委託先は内管工事・維持管理実績があること。
- ・委託先は、工場や特定地下室等の場合、委託先が、内管漏えい検査時に地下区分設定に確認ができること。

2) 受託するための手順・手続き

①受託相談

- ・当社は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託選定期間や委託要件、受託手続きに関して説明します。

②受託手続き

- ・受託希望者は、受託参加申込申請書（様式1）に必要事項を記載し、当社が指定する窓口へ提出してください。

③申請書類確認

- ・当社は、受託希望者から提出された受託参加申込申請書（様式1）の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認します。

【申請・相談窓口】

米子ガス株式会社 導管事業部

TEL：0859-23-0111 FAX：0859-23-0118

④委託先選定

- ・当社は保安水準の確保及び法定周期遵守の観点から受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行い、委託先を選定する。

【定量的基準】

- ・認定要件、必要資格、業務実績（代替となる講習の受講）、継続的な体制の確保など。

【定性的基準】

- ・保安水準の確保（経営者の保安意識など）、関与・統制、信頼性など。

内管漏えい検査 委託の手引き

米子ガス株式会社

令和3年4月1日

目次

I. はじめに	・・・・・・・・P2
II. 委託要件の基本事項	・・・・・・・・P2
(1) 前提	・・・・・・・・P2
(2) 基本要件	・・・・・・・・P2～4
1) 認定要件	・・・・・・・・P2～4
2) 欠格要件	
3) 保安水準の確保	
4) 自主業務の実施	
5) 再委託の禁止	
6) 委託の取り消し等	
(3) 定期漏えい検査の要件	・・・・・・・・P4～5
1) 対象範囲	
2) 必要資格	
3) 業務実績	
4) 関与・統制、信頼性	
5) 継続的な体制確保	
6) 効率的な運用	
(4) 開栓時漏えい確認要件	・・・・・・・・P5～6
1) 対象範囲	
2) 必要資格	
3) 業務実績	
4) 体制確保	
(5) その他	・・・・・・・・P7
1) 特殊な設備が設置されている建物等の内管漏えい検査	
2) 受託するための手順・手続き	
①受託相談	
②受託申請手続き	
③申請書類確認	
④委託先選定	

I. はじめに

本手引きは、米子ガス株式会社（以下「当社」という）が都市ガス事業における開栓時及び定期漏えい検査（以下「内管漏えい検査」という。）の保安水準及び業務の継続性を確保するため委託要件を示す。

委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とする。

II. 委託要件の基本的事項

(1) 前提

- ・当社は、内管漏えい検査を外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするための委託要件を定め、委託先はその要件を遵守する必要があります。
- ・委託先選定の自由については、内管の保安責任をもつ当社にあります。
- ・内管漏えい検査は、法定業務である「定期漏えい検査」及び自主保安業務である「開栓時漏えい確認」のことをいいます。
- ・当社は、「手引き」作成にあたり、保安水準を確保するため、当社の自主的な保安の取組について必要な要件を定め、自主保安の取組を委託先が実施します。
- ・「定期漏えい検査」は、法定業務として厳格性が要求されることから、適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保できること、効率的な運用ができること等が必要であり、その特性に応じた要件を定めます。
- ・特殊設備（ガス遮断装置、整圧器など）が設置されている建物など、当社が指定する対象の内管漏えい検査において、委託先に特殊な技能・経験が必要な場合、当社は、別途その特性に応じた要件を定めます。

(2) 基本要件

当社は、内管漏えい検査のいずれの業務において、委託する際に必要となる基本的な要件を定める。

1) 認定要件

委託先を認定するうえで、最低限必要な要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託作業を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・「一般財団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有する要員を確保しており、業務に従事させること。

2) 欠格要件

委託先を認定するうえで、該当してはならない要件を定める。

- ・破産手続きを開始の決定を受け復権を得ない者。
- ・委託の認定を取り消されてから2年経過していない者。

- ・反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係がある者。
- ・その他当社が別途定める要件に該当する者。

3) 保安水準の確保

内管漏えい検査を実施するにあたり、当社及び委託先が保安水準を確保するために必要とされる要件を定める。

【当社が行う項目】

- ・当社は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認します。
- ・当社は、内管漏えい検査結果の確認を行い、異常等があれば委託先へ指摘・改善事項の等の指導を行います。

【委託先に求める要件】

- ・委託先には、保安水準を確保するための体制表を当社に提出すること。変更が必要な場合は、速やかにその内容を提出すること。
- ・委託先は当社が定めた自主保安業務を実施すること。
- ・委託先は、当社が定めた保安品質、CS等の教育に参加協力すること。
- ・委託先は、当社が実施する内管漏えい検査結果の確認の際、立会いをすること。また、確認結果の指摘・改善事項等に対して、真摯に対応する努力に努めること。
- ・委託先の代表者は、その委託する業務について、検査員へ保安に関する指示を行い、当社が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させることなど、保安意識をもって管理を行うこと。
- ・委託先の代表者は、当社が実施する内管漏えい検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。

4) 自主保安業務の実施

委託先は、保安水準の観点から内管漏えい検査と併せて、以下の業務を実施すること。

- ① 露出部の外観検査（露出管、メーターガス栓、ガスメーター、ガス栓、業務用施設の厨房内の水の影響を受ける恐れのある配管）
- ② 未使用のガス栓へのゴムキャップの取付け
- ③ ガス漏れ警報器有無の確認及び設置の促進
- ④ お客さまに対する点検結果の説明

5) 再委託の禁止

内管漏えい検査は、委託先自らが行うこととし、再委託は禁止する。

6) 委託の取り消し等

法令、関係諸基準等を遵守するにあたり、当社は、委託先に保安水準が確保できない行為、不正または不信な行為が認められた場合等の措置を定める。

【当社が行う項目】

- ・当社は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対してその理由を明示して委託業務範囲を制限・停止できるものとする。
- ・当社は、委託先が契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
- ・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合、当社は委託先の代表者を通じて検査員に対してその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

(3) 定期漏えい検査の要件

定期漏えい検査は、法定業務としての厳格性が求められることから、法定業務を遵守するための要件など、その特性に応じた要件を定める。

1) 対象範囲

定期漏えい検査において、外部委託している範囲（自ら実施している範囲を除く）を対象範囲として定めます。

- ① 灯外内管の漏えい検査（埋設部、露出部）及び外観検査
- ② 灯内内管の漏えい検査（埋設部、露出部）及び外観検査
- ③ その他委託業務に関する指示事項

2) 必要資格

定期漏えい検査を委託するうえで、必要な委託先検査員の資格の要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ・定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有していること。

3) 業務実績

定期漏えい検査を委託するうえで、必要な委託先及びその検査員の業務実績の要件を定めます。定期漏えい検査は、法定業務としての厳格性を求められる実態にあるため、そのために必要な要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ・委託先は、定期漏えい検査または、開栓時漏えい確認に実績（ともにLPG除く）が、適正な期間（4年）以上あること。
- ・検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認に実績（ともにLPG除く）が3ヶ月以上または内管検査員の資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

4) 関与・統制、信頼性

法定業務としての厳格性が求められる中で、保安水準を確保し法定周期を遵守す

るため、委託先に対して関与・統制、信頼性を確保するための要件、または、それらに代替しうる要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ・当社の関係会社であること。
- ・当社の関与・統制・信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 継続的な体制確保

法定業務としての厳格性が求め中で、保安水準を確保し法定周期を遵守するため、継続的に最適な要員体制を維持・管理するための要件定める。

【当社が行う項目】

- ・当社は、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認します。

【委託先に求める要件】

- ・委託先は、業務体制、検査員の要員計画を定期的に報告すること。
- ・委託先は、継続的に受託できなくなった場合、自らに代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を負担すること。

6) 効率的な運用

法定業務としての厳格性から、定期漏えい検査の周期管理や検査巡回を確実かつ効率的に行うことで、法定周期を確実に遵守するため、必要な条件を定めます。

【当社が行う項目】

- ・当社は、面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行います。

【委託先に求める要件】

- ・委託先は、当社が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
- ・委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は、当社が定めた方法により法定周期を管理すること。
- ・委託先は、当社の規定等で指定する様式や貸与する端末などで検査業務を管理すること。

(4) 開栓時漏えい確認の要件

当社は、「開栓時漏えい確認」において、その特性に応じた要件を定める。

1) 対象範囲

開栓時漏えい確認において、外部委託している範囲（自ら実施している範囲を除く）を対象範囲として定める。

対象となる業務は以下のとおりです。

① 訪問及びお客様の確認

- ・該当するお客様（本人または代理人）であることを確認し、開栓の立会いに

よって、保安上の周知を確実に行う。

② 灯外内管の漏えい検査

・灯外内管の漏えい有無等の確認を行い、ガス漏えいに起因する事故を防止する。

③ 灯内内管の漏えい検査

・灯内内管の漏えい有無等の確認を行い、屋内でのガス漏えいに起因する事故を防止する。

④ ガスメーターの状況の確認

・適正なガスメーターが設置されているか確認を行う。
・マイコンメーターの起動操作を行い、ガスを使用できる状態にするとともに、立会者にマイコンメーター機能説明と復帰方法を説明し、マイコンメーターの正しい理解とトラブル防止を図る。

⑤ 点火試験

・ガスの置換と供給状態を確認し、安全使用が可能な状態にする。

2) 必要資格

開栓時漏えい確認を委託するうえで、必要な委託先の検査員の資格要件を定める。

【委託先に求める要件】

・開栓業務に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員資格を有していること。

3) 業務実績

開栓時漏えい確認を委託するうえで、必要な委託先及びその検査員の業務実績の要件を定める。

【委託先に求める要件】

・委託先は、開栓時漏えい確認または、内管保安・工事の実績が適正な期間（概ね1年）以上であること。
・検査員は、定期漏えい検査または内管漏えい確認の実績が、3ヶ月以上または「内管検査員」の資格を有する者に1ヶ月以上同行して、業務に現場教育を受けた場合や内管検査員の業務実績に代わる講習を受講していること。

4) 体制確保

開栓時漏えい確認を委託するうえで、必要な体制の要件を定める。

【委託先に求める要件】

・委託先は、閉開栓の繁忙期（引越しの多い時期）においても、対応できる体制を確保すること。
・委託先は、長期休暇（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など）においても、一定の業務体制を確保すること。

(5) その他

1) 特殊な設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

工場や建物区分が上位の建物（配管系統が複雑な建物・特殊設備（ガス遮断装置、整圧器など）が設置されている建物等、法定周期が1年の建物）や圧力区分が中圧などの当社が指定する検査対象において、内管漏えい検査を行ううえで、委託先に特殊な技能・経験が必要な場合、当社は、その特性に応じた要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ・委託先は、内管図面により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
- ・委託先は、定期漏えい検査時に特殊設備（ガス遮断装置など）の作動確認ができること。
- ・委託先は内管工事・維持管理実績があること。
- ・委託先は、工場や特定地下室等の場合、委託先が、内管漏えい検査時に地下区分設定に確認ができること。

2) 受託するための手順・手続き

①受託相談

- ・当社は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託選定期間や委託要件、受託手続きに関して説明します。

②受託手続き

- ・受託希望者は、受託参加申込申請書（様式1）に必要事項を記載し、当社が指定する窓口へ提出してください。

③申請書類確認

- ・当社は、受託希望者から提出された受託参加申込申請書（様式1）の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認します。

【申請・相談窓口】

米子ガス株式会社 導管事業部

TEL：0859-23-0111 FAX：0859-23-0118

④委託先選定

- ・当社は保安水準の確保及び法定周期遵守の観点から受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行い、委託先を選定する。

【定量的基準】

- ・認定要件、必要資格、業務実績（代替となる講習の受講）、継続的な体制の確保など。

【定性的基準】

- ・保安水準の確保（経営者の保安意識など）、関与・統制、信頼性など。

受託参加申請書

年 月 日

米子ガス株式会社 殿

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名 印

米子ガス株式会社の内管漏えい検査を受託したいので、下記の項目内容を記載し申請します。

	項 目	内 容
①	氏 名 又 は 名 称	
②	代 表 者 氏 名	
③	設 立 年 月 日	
④	本 社 所 在 地	
	電 話 番 号	
	FAX 番 号	
	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名	
⑤	資 本 金	
⑥	総従業員数（内社員数）	
⑦	総 事 業 所 数	
⑧	業 務 内 容	
⑨	希 望 す る 受 託 業 務	定期漏えい検査 ・ 開栓時漏えい検査
⑩	必 要 な 資 格 保 有 者 数 （内社員数）	「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」 名（ 名）
⑪	必 要 な 装 備	ガス検知器（13A用） 台 デジタル圧力計 台
⑫	受託に必要な業務実績 ・ 事業所の業務実績 ・ 検査員の業務実績	
⑬	当 社 と の 関 係	
⑭	体 制 の 確 保 に つ い て （常用の要員確保、繁忙期や休日 に対応する要員の確保等）	
⑮	欠 格 要 件 ※左記に該当する場合は、 受託することは出来ません	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者 ・ 委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者 ・ 反社会的勢力若しくは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係がある者 <p style="text-align: center;">上記のいずれにも該当しない。（該当しない場合は○で囲む）</p>
	備 考	